

6-4 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則

平成10年 9 月16日

岡機構規程第 8 号

岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則

（趣旨）

第 1 条 大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第82号。以下「法」という。）第 3 条及び第 6 条の規定に基づく岡崎国立共同研究機構分子科学研究所の研究教育職員の任期については、この規則の定めるところによる。

（教育研究組織、職及び任期）

第 2 条 任期を定めて任用する研究教育職員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

（同意）

第 3 条 任用に際しては、文書により、任用される者の同意を得なければならない。

（周知）

第 4 条 この規則を定め、又は改正したときは、速やかに周知を図るものとする。

附則

この規則は、平成11年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

教育研究組織	職	任期	再任の可否
（法第 4 条第 1 項第 1 号） 理論研究系 分子構造研究系 電子構造研究系 分子集団研究系 相関領域研究系 極端紫外光科学研究系 錯体化学実験施設	助手	6 年	可 （ただし、再任の場合の任期は 3 年とする。）